平成２３年（フ）第３３０号
函館市高丘町50番15号
債務者　山崎　真紀（旧姓能戸）
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１６３号
群馬県太田市東長岡町1413番地５
債務者　鈴木　卜才
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第３３４号
埼玉県春日部市八丁目526番地４
債務者　佐藤　辰也（旧姓水谷）
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３９８号
埼玉県草加市小山２―12―18　レオパレスＴＭＹ306号室、住民票上の住所埼玉県草加市瀬崎町1314番地７　セトルコート谷塚204号
債務者　高橋　謙二
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３９９号
埼玉県春日部市粕壁東２丁目10番32―904号
債務者　山口　輝男
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２１７５号
大阪府摂津市東別府３丁目１番19―307号
債務者　田畑　　哲（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８１５号
大阪府寝屋川市香里北之町18番15号
債務者　山本由美子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３０１号
大阪市中央区東心斎橋１丁目７番３―401号
債務者　鈴木田　桂（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３３０号
大阪府門真市大字三ツ島1474番地の７
債務者　新川　恵造
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３４９号
大阪市生野区生野東４丁目１番11―502号
債務者　磯谷　昭次
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４２８号
大阪府東大阪市御厨南２丁目２番21号　築山マンション101号
債務者　片岡　龍美
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４２９号
大阪市平野区加美西１丁目４番２号　ガーデンヒル平野203
債務者　伊達　幸義
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４３０号
大阪市平野区加美西１丁目４番２号　ガーデンヒル平野203
債務者　伊達　滋子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４７３号
大阪市此花区春日出北１丁目２番３―602号
債務者　大田　洋子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４７４号
大阪市城東区今福東２丁目１番37―224号
債務者　大瀬　一郎
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４７５号
大阪府大東市中垣内１丁目11番10号
債務者　塙阪　明広
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４７６号
大阪市鶴見区今津南３丁目２番23号　すみれ荘
債務者　金田　重則
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４７９号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ15―101号
債務者　齋藤　邦弘
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部